

# こども医療費の助成対象を中学3年生までに拡大します

## 制度改正について

平成 28 年 10 月診療分から、こども医療費助成制度の助成対象を、「小学 6 年生まで(12 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで)」から「中学 3 年生まで(15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで)」に拡大します。これまで、中学生については入院費及び食事療養費のみ医療費助成の対象となっていたが、今回の拡大により、外来による費用も医療費助成の対象となります。(その他の手続きについては従来通りとなります。)

	改正前	改正後(平成 28 年 10 月以降)
未就学児・小学生	外来・入院費用を助成	外来・入院費用を助成
中学生	入院費用のみ助成	外来・入院費用を助成

※病院・薬局・歯科等を受診した際の保険診療における自己負担分が助成対象です。

(保険適用外の費用についての助成はありません)



## 手続きについて

### (1) 手続きが必要なこども

- 現在中学生で、中学生になってから初めて柏原市に転入してきたこども
- 柏原市に居住しているが今までに 1 度もこども医療証の交付を申請したことがないこども

→平成 28 年 8 月初旬に「医療証交付申請書」を対象となる方(こども)宛にお送りしますので、以下のものをご提出ください。

- ・医療証交付申請書
- ・対象のこどもの健康保険証の写し(ただし、柏原市国民健康保険加入の場合は不要)

※受付の時期によって、こども医療証の発送が平成 28 年 10 月以降になる場合がありますので予め、ご了承ください。

### (2) 手続きが必要でないこども

- 現在、こども医療費助成を受けている小学 6 年生までのこども
- 生活保護・ひとり親医療費助成・施設入所児童など、他の医療費助成を受けているこども  
※これらの方々はこども医療費助成の対象外です。
- 現在、柏原市に居住しており過去に柏原市でこども医療費助成を受けたことがあるこども

→新しいこども医療証を平成 28 年 9 月下旬に郵送します。

(平成 28 年 10 月診療分から新しい医療証を医療機関の窓口で提示することとなります。)

